

道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害では、尊い人命が奪われ、いたる所で道路が寸断、孤立集落が発生した。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいるが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識した。

また、本市は、福岡県の南北を結び、八丁峠道路をはじめとした改良工事が進む一般国道322号を中心に、沿線の観光地を結ぶ新たな圏域を越える広域観光ルートの開発や地域間の連携など交流人口の拡大や、産業関連交通の誘導により雇用の創出や定住化の促進を見込んでいる。地方創生をさらに進めていくためには、道路ネットワーク整備を着実に進めることが必要である。

そのような状況の中、道路整備予算は大幅に不足しており、本市の道路は、地域産業や経済発展の基盤として、また災害時等に命を守るインフラとしては不十分な状況である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減し、必要な道路予算が確保できなくなり、本市にとっては死活問題である。安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関する次の事項の実施について強く求める。

1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。
2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 国土交通大臣